

一般社団法人日生日本語学園 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、これをもって国際文化交流の発展に寄与し、また、高等教育機関進学のための予備教育を行う課程を併設し、留学生の受入れ拡大を図り、国際文化交流にあわせ、国際協力の一翼を担うことを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、一般社団法人日生日本語学園という。

(位置)

第3条 本学は、大阪府大阪市生野区巽北4丁目15番26号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	一般2年コース	2年	220名	12クラス	1月生…16名 4月生…93名 7月生…36名 10月生…75名
第2部	一般2年コース	2年	220名	12クラス	1月生…16名 4月生…93名 7月生…36名 10月生…75名
計			440名	24クラス	

ただし、第1部と第2部の定員数は変更する場合がある。

(始期・終期等)

第5条 本学の2年コースは、1月、4月、7月および10月に始まり、翌年12月、翌々年3月および6月及び9月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- 2年コース：1月入学の場合
- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 1学期 | 1月1日から6月30日まで |
| (2) 2学期 | 7月1日から12月31日まで |
| (3) 3学期 | 翌年1月1日から翌年6月30日まで |
| (4) 4学期 | 翌年7月1日から翌年12月31日まで |

4月入学の場合	(1) 1学期	4月1日から9月30日まで
	(2) 2学期	10月1日から翌年3月31日まで
	(3) 3学期	翌年4月1日から翌年9月30日まで
	(4) 4学期	翌年10月1日から翌々年3月31日まで
7月入学の場合	(1) 1学期	7月1日から12月31日まで
	(2) 2学期	翌年1月1日から翌年6月30日まで
	(3) 3学期	翌年7月1日から翌年12月31日まで
	(4) 4学期	翌々年1月1日から翌々年6月30日まで
10月入学の場合	(1) 1学期	10月1日から翌年3月31日まで
	(2) 2学期	翌年4月1日から翌年9月30日まで
	(3) 3学期	翌年10月1日から翌々年3月31日まで
	(4) 4学期	翌々年4月1日から翌々年9月30日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 夏期休業（7月最終週からの4週間）
 - (5) 秋期休業（9月最終週からの1週間）
 - (6) 冬期休業（12月最終週からの2週間）
 - (7) 春期休業（3月第2週又は第3週から4月第1週の期間）
- 2 夏期、秋期、冬期、春期の休業週数は、前項の規定にかかわらず、年間授業週数が40週を下回らないように、変更することができる。
- 3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 4 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は45分とする。

(1) 一般2年コース (80週)

授業科目	内 容	週当たり授業時数
日本語	日本人との基本的なコミュニケーションが可能となる日本語能力の基礎を身につけさせる。以下の6科目の授業を行う。	20時間
読解・文法	文法事項の習得・運用力養成・読解	10時間
表記	仮名・教育漢字の読み書き、及び漢字語彙の習得	3時間
聴解	発音矯正・聴解	2時間
作文	手紙、日記、伝達文などの日常生活に必要な文章力の養成	2時間
会話	日常のさまざまな場面における会話・口頭発表練習	2時間
日本事情	現代日本事情・日本文化体験・日本史・伝統文化	1時間
計		1600時間/80週

(2) 日本留学試験対策科目 (コース選択科目：20週)

授業科目	内 容	週当たり授業時数
数学 (文系)	数学Ⅰ・Aの範囲の授業を行う。	2時間 (20週)
数学 (理系)	数学Ⅰ・A、Ⅱ・B、Ⅲ・Cの範囲の授業を行う。	2時間 (20週)
総合科目 (文系)	地理A、世界史A、日本史A、現代社会の授業を行い、総合科目の出題範囲の基本的な知識を習得させる。	4時間 (20週)
理科 (理系) (物理/化学/生物)	物理ⅠB・Ⅱ、化学ⅠB・Ⅱ、生物ⅠB・Ⅱのうち、2科目について基礎的な知識を習得させる。	4時間 (20週)
計		文系 120時間/20週 理系 120時間/20週

* 1 文系科目と理系科目については、どちらかを選択するものとする。

* 2 理科については、物理、化学、生物の中から2科目以下を選択できるものとする。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、平常点等を総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 22名以上 (うち専任8名以上)
 - (4) 生活指導担当者 1名以上 (うち専任1名以上)
 - (5) 事務職員 1名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
ただし、本校修了後母国への帰国を希望する者は、この限りでない。
- (2) 年齢が本学入学時に満18歳以上となる者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年4回とし、その時期は1月、4月、7月及び10月とする。

(入学手続)

第13条 本学の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学のコース別生徒納付金は、次のとおりとする。

一般2年コース

- | | |
|---------|------------|
| (1) 選考料 | 33,000円 |
| (2) 入学金 | 55,000円 |
| (3) 授業料 | 1,496,000円 |
| (4) 教材費 | 66,000円 |
| (5) 施設費 | 44,000円 |

(納入)

第20条 生徒は、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。
- 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、分割納入することができる。

(滞納)

第21条 生徒が正当な理由無く、かつ所定の手続きを行わずに、授業料を1ヶ月以上滞納した場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条 生徒納付金は原則として返還しない。

- 2 第1項の規定にかかわらず、入学金は、在留資格認定証明書が発給されなかった場合に限り、返還する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、授業料、教材費、及び設備費は、途中退学の場合、別途定める規定により、返還する。

第6章 雑 則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は毎年一回、別に定めるところにより実施する。

(日本語教育振興協会基準対象外コース)

第25条 日本語教育振興協会認定基準対象外コースの設置、及びその諸規則については、別に定める。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。